八頭町告示第１５０号

地方自治法（ 昭和２２年法律第６７号）第２６０条の４６第１項の規定に基づく所有不動産の登記移転等に係る公告申請書が提出されたので、同条第２項の規定により次のとおり不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある者は、町長に対し異議を述べるべき旨を告示する。

令和８年１０月９日

八頭町長　矢部　啓祐

１　申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名　　称	福地自治会
区　　域	八頭町福地２９３番地から福地４３９番地１まで
主たる事務所	八頭町福地３５１番地３（福地公民館）

２　申請不動産に関する事項

建物

名　　称	延床面積	所　在　地
なし		

土地

地　　目	面　　積	所　在　地
宅地	３３．０５㎡	八頭町福地字岩船５８９番地１

３　表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

別紙のとおり

４　異議を述べることができる期間

令和８年１０月９日から令和９年１月１２日まで

５　異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

６　異議を述べる方法

地方自治法施行規則（ 昭和２２年内務省令第２９号）第２２条の３第２項に規定する申出書及び関係書類の提出による。

７　担当課　八頭町総務課

別紙

氏名又は名称	住　　所	共有持分
福本　司	八頭町福地３９４番地	４分の１
安部　邦昭	大阪府高槻市辻子二丁目１３番１５号	４分の１
福本　由美子	八頭町福地３８３番地２	４分の１
田中　静子	兵庫県姫路市飾磨区中島１１１８番地４	４分の１